

別記一

一 本亭評期間中ノ給料ハ金額及損ズルコト  
 二 本亭評費用一切ノ金額負担ズルコト  
 三 本亭評ニ依ル代性者ヲ絶対ニ生サレルコト  
 四 公休日ヲ最底ニ回トシ夏季休暇ヲ最底五回ヲ共ヘルコト  
 五 婦人ノ給料支給方法ハ日給制ヲ月給トスルコト  
 六 大藏系常設館ニ勤務スル三日新雇ノ各館従業員ヲ速ニ直営館ニ勤務セシメ  
 ルコト  
 七 衆士ノ衆審被損費用並ニ消費費ハ会社負担トスルコト  
 八 時間外勤務ノ場合ハ別ニ手考ヲ支給スルコト  
 九 休憩室ヲ設置改善スルコト  
 以上要綱ヲ各館責任者會議ヲ為シ本月中ニ会社ニ要求書ヲ提出スルコト  
 別記二

一 攝性者家核訪問ニ関スル件

小花秀雄

今般ノ筆評ニ依リ四谷西村田兼清ノ各署ニ核束拘留セラレタル代性者ノ家核  
 訪問ニシテ為訪問隊四隊ヲ編成シ交替ニ努メルコト、其ノ方法ハストライ  
 キ委員一任ニシテ決ス

一 筆評団ノ編成替ニ関スル件

本総本部 神田衣籠町ニ一ニ現本部トシ諸員ハ現在ノ通り各館責任者  
 口才一部 目下該置場所不明ナルモ諸員ハ左記各館従業員トス  
 浅草富士館 鳥越富士館 本所富士館 本所日活館